

産学連携制度の比較表

区分	奨学寄附金	受託研究	共同研究	学術指導
規程等	奨学寄附金取扱規程 奨学寄附金取扱規程施行細則	受託研究規程 受託研究費の受入れに関する細則	共同研究規程	学術指導取扱規程
概要	大学の教育研究の充実・発展のため、企業等から受け入れる寄付金	企業等から研究費を受け入れ、本学研究者が委託者が設定した課題を研究し、成果を報告する	企業等から研究費を受け入れ、本学研究者と企業等の研究者が、共同で研究に取り組む	企業等の課題・要望に対し、本学研究者が専門知識に基づく指導・助言を行う
契約書の締結	不要 (申込書・受入申請による手続き)	必要 (受託研究契約書)	必要 (共同研究契約書)	必要 (学術指導契約書)
相手先の関与	不可	研究は本学が実施 (企業等は研究協力者として参加できる)	双方の研究者が関与	研究行為は伴わず、助言・指導が中心
費用負担	寄附者	委託者	共同研究先	依頼者 (最低単価:1時間1万円)
知的財産の取扱い	大学に帰属 寄附者に成果等を還元することは不可	原則として、大学に帰属 契約書に取扱いを定める	契約書に取扱いを定める	原則として、知財の発生を想定しない 発生しそうな場合は 受託研究又は共同研究へ移行すること
学生の参加	対象外	秘密保持等の条件下で可 (同意書等が必要)	秘密保持等の条件下で可 (同意書等が必要)	対象外
【留意事項】 受託研究、共同研究及び学術指導として受入れるべき案件を、奨学寄附金で受入れしないでください。 奨学寄附金は税法上の「寄附金」にあたるため、寄附者への研究成果の供与は、利益相反や税法上の問題が発生する可能性があります。 また、寄附者との間で「知的財産の帰属をめぐる紛争」や「寄附者が期待した成果が得られず、返金を求められる」などのトラブルに発展する可能性もあります。				